3　入札参加者を指名するための基準
⑴　参加表明者の経験及び能力　同種又は類似業務の業務実績、業務の業務成績（過去３ヶ年度の平均）等を勘案するものとする。
⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務に従事した経験、担当した業務の業務成績（過去３ヶ年度）等を勘案するものとする。
なお、「若手技術者登用促進型」を適用する場合、配置予定の技術者の資格は配置予定管理技術者及び技術指導者、業務経験は技術指導者の実績とする。設計共同体にあっても、配置予定管理技術者に対する要件とする。
⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む）　業務実施体制の妥当性等を勘案するものとする。
4　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られた数値（以下「評価値」という）の最も高い者を落札者とする。
ア　技術提案書を提出した者であること。
イ　入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
ウ　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
エ　国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の基準に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という）に満たない場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
オ　国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超え、調査基準価格に満たない価格で受注する場合は、業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
⑵　総合評価の評価方法
ア　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
評価値＝価格評価点＋技術評価点
イ　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）
なお、価格評価点の配分点は30点とする。
ウ　技術評価点の算出方法　技術提案書等の内容に応じ、下記㋐、㋑、㋒、㋓の評価項目毎及び本業務の予定価格が100万円を超える場合には、㋔の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。
なお、技術評価点の配分点は60点とする。
㋐　配置予定技術者の経験及び能力
㋑　実施方針等（実施方針、実施フロー、工程表）
㋒　評価テーマに対する技術提案
㋔　技術提案等の履行確実性
㋓　賃上げの実施に関する評価
技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
技術評価点＝（技術評価点の配分点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）
技術評価の得点合計＝（㋐に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（㋔の評価に基づく履行確実性度）＋（㋓に係る評価点）
技術提案評価点＝（㋑に係る評価点）＋（㋒に係る評価点）
⑶　技術提案書に基づく業務　実際の業務に際しては、技術提案書の提案内容を契約書に特約事項として記載し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。なお、受注者の責めにより提案内容を満足する業務が行われない場合は、10点を最大として業務成績評定を減ずる措置を行う。
また、重大な契約違反として取り扱う場合がある。
さらに、調査基準価格に満たない者が本業務を受注した場合には、業務完了後に履行確実性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評定に反映させるものとする。
5　入札手続等
⑴　担当部局　〒650―0024 神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎　近畿地方整備局総務部経理調達課契約管理係　浜上　光司
電話番号078―391―7576
⑵　指名競争参加資格の申請の時期及び場所
上記２⑴イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付国土交通省東北地方整備局副局長ほか７者公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、受け付ける。（ただし、定期申請の受付は令和５年１月13日まで。）
⑶　入札説明書の交付方法、交付期間及び交付場所
交付方法：入札説明書は、ウェブサイト「港湾空港関連入札・契約情報（https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）」及び「入札情報サービス（統合ＰＰＩ）（https://www.i-ppi.jp/Search/Web/index.htm）」により交付する。なお、やむを得ない事由により上記による入手ができない場合は、あらかじめ下記の交付場所へ申し込みを行った上で、下記の交付場所にて書面により交付する。
交付期間：令和４年12月26日から令和５年３月24日までただし、書面による交付の場合は、交付期間のうち行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第１条に定める行政機関の休日（以下「休日」という）を除く毎日、９時00分から16時00分までとする。
交付場所：ウェブサイト「港湾空港関連入札・契約情報」及び「入札情報サービス（統合ＰＰＩ）」による。
ただし、書面による交付の場合は上記⑴に同じ。
⑷　参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、上記２⑴イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている又は申請を行い、受理されている者とする。
⑸　参加表明書の提出方法、提出期限及び提出場所
提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る（以下「郵送等」という））により提出すること。
提出期限：令和５年１月16日14時00分まで
ただし、紙入札方式による場合は、提出期限までに必着のこと。
提出場所：電子入札システムによる。
ただし、紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。
⑹　技術提案書の提出方法、提出期限及び提出場所
提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送等により提出すること。
提出期限：令和５年３月７日14時00分まで
ただし、紙入札方式による場合は、提出期限までに必着のこと。
提出場所：電子入札システムによる。
ただし、紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。
⑺　入札書の提出方法、提出期限及び提出場所
提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、紙入札方式に代える場合は、持参により提出すること。
提出期限：令和５年３月24日14時00分まで
ただし、紙入札方式による場合は、提出期限までに必着のこと。
提出場所：電子入札システムによる。
ただし、紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。